

東久留米市都市計画マスタープラン中間見直し（素案）に対する  
パブリックコメント（平成 24 年 3 月 16 日～4 月 13 日実施）による市民意見と対応方針

(1)「序章」について

| ページ・行<br>番号・項目等         | 意見概要  | 意見に対する、市としての対応方針   |
|-------------------------|---|--|
| P3<br>4                 | ●人口が平成 27 年以降減少に転ずるとのことだが、このことについて触れる必要がある。人口を増やすことこそ街づくりの要点である。                                | ・将来人口予測については、東久留米市第 4 次長期総合計画基本計画に即したものとしております。  |
| P13<br>5 (7)<br>5 つめの・  | ●下記のとおり修正されたい。<br>「緑地保全地域やまとまった農地が残る地域を横切る形で～」<br>→「 <u>緑地保全地域やまとまった農地が残る地域を分断する形で</u> ～」       | (関連記載あり)<br>・道路の計画が、該当地域を横切るという事実を述べています。なお、詳細については第 3 章第 6 節に詳述しております。                            |
| P16<br>5 (10)<br>3 つめの・ | ●下記のとおり修正されたい。<br>「～商店主の後継問題などの影響から空き店舗が生じており～」<br>→「～商店主の後継問題などの影響から <u>個店の空き店舗が増えてきており</u> ～」 | (関連記載あり)<br>・本文中では空き店舗が生じている事実を述べており、空き店舗の種別等については言及しておりません。なお、対応方針については第 2 章第 2 節や第 4 節に記載しております。 |

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| <p>P16<br/>5(10)<br/>5つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「・市内には多くの地域資源(農文化や地下水・湧水・河川・緑地～)」<br/>→「・市内には多くの地域資源(農文化や<u>緑地・地下水・湧水・河川</u>～)」</p>               | <p>・( )内は地域資源の例示であり、並びについて順位付けはしていません。</p>   |
| <p>P20<br/>7(1)表題</p>          | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「(1)水と緑を大切にし、生かすまちづくりとそのため<u>の土地利用コントロール</u>」<br/>→「(1)水と緑を大切にし、生かすまちづくりとそのため<u>の計画的土地利用</u>」</p> | <p>・「土地利用コントロール」は、無秩序な宅地化の抑制など土地利用に関する規制や指導を行う意図から「コントロール」との表現としております。<br/>・市民検討委員会の議論の中でも、「計画的土地利用」との修正意見がありましたが、「土地利用コントロール」との表現をすることとなりました。</p>   |
| <p>P20<br/>7(1)<br/>2つめの・</p>  | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「～農地の保全を図ることにより、～」<br/>→「～農地の保全を図るとともに、<u>学校・公園・街路樹などの緑を郷土種に誘導・転換するなど質の向上も図り、～</u>」</p>           | <p>(関連記載あり)<br/>・都市計画マスタープランは市の都市計画に関する基本的な方針であり、緑の樹種まで規定する性質のものではありませんが、住民の意見を整備に反映させる手法については、P43 第2章第4節1(2)1)に記載済です。<br/>・第2章第1節にて、公共施設用地の緑化や、水と緑の保全・創出・活用に資する人材育成など、関連のある記載をしております。</p> |
| <p>P20<br/>7(2)<br/>3つめの・</p>  | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「～誰もが利用しやすい交通環境の整備や、～」<br/>→「～誰もが利用しやすく、<u>利便性の空地・格差の少ない交通環境の整備や、～</u>」</p>                       | <p>(下記の方針にて記載済です。)<br/>・「利便性の空地・格差の少ない交通環境」については意味が不明瞭です。<br/>・「誰もが利用しやすい」の中に指摘の趣旨は包含されています。</p>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>P20 序章<br/>7 まちづくりの主要課題<br/>(3)CO2の発生の少ない低炭素まちづくり</p> | <p>●CO<sub>2</sub>の発生を抑える取り組みとして、下記(下線部)の追記を検討されたい。</p> <p>「都市活動に伴うCO<sub>2</sub>の発生をできるだけ抑える一方で、CO<sub>2</sub>を吸収する緑を保全する、低炭素型のまちづくりが求められています。」</p> <p>→「<u>再生可能エネルギーやそれを補完するコージェネレーションシステムの導入により</u>、都市活動に伴うCO<sub>2</sub>の発生をできるだけ抑えると<u>共に</u>、CO<sub>2</sub>を吸収する緑を保全する、低炭素型のまちづくりが求められています。」</p> | <p>・記載箇所については「CO<sub>2</sub>の発生を抑える」ことが重要と述べている部分であり、その方法論を記載する項目ではないと考えます。</p>                                  |
| <p>P21 序章<br/>7 まちづくりの主要課題<br/>(6) 災害に強く、犯罪の少ないまちづくり</p> | <p>●災害時のエネルギーセキュリティの確保の観点から、下記(下線部)の追記を検討されたい。</p> <p>「防災計画の見直しや再点検を行い、災害時の被害ができるだけ少なくてすみ、安全に避難できるまちをつくっていくことが必要です。」</p> <p>→「防災計画の見直しや再点検を行い、災害時の被害ができるだけ少なくてすみ、<u>エネルギーセキュリティが確保され</u>、安全に避難できるまちをつくっていくことが必要です。」</p>  | <p>・災害時のエネルギーセキュリティの確保の観点は、防災計画では重要な視点であると考えますが、記載箇所については、まちづくりの主要課題に関する考え方を記述しており、防災計画のなかで対応すべき内容の記載は行いません。</p> |

(2)「第1章」について

| ページ・行<br>番号・項目等            | 意見概要   | 意見に対する、市としての対応方針   |
|----------------------------|--|--|
| P24<br>上段の表題               | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「第1章 まちづくりの目的」 → 「第1章 まちづくりの<u>目標</u>」</p>  | <p>◇指摘のとおり修正します。</p>   |
| P29<br>第2節<br>冒頭           | <p>●都市計画道路東3・4・19、同東3・4・21は連携軸として早期優先整備が必要である。</p>   | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <p>・第3章の地域別構想にそれぞれ(P105第6節3(4)およびP118第8節3(4))指摘の趣旨の内容を記載しております。</p>   |
| P30<br>第2節<br>網掛部<br>3つめの○ | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「○これら拠点、各拠点への移動を確保する「交通軸」と、拠点間の連携を支える<u>その他の軸</u>でつなぎます。」</p> <p>→「上から4つのくらしの拠点間の移動を確保する交通軸と、拠点間の連携を支える自然軸でつなぎます。」</p>  | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <p>・この記載は、後述のP31～32第2節2(1)～(4)の説明となっています。</p> <p>・指摘の「自然軸」の趣旨は、本案の「その他の軸」中の「水と緑の軸」に包含されていると考えます。</p>  |
| P31<br>第2節<br>1(5)         | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「・<u>白山公園</u>や<u>滝山公園</u>、そして整備が進められている都立六仙公園などの大規模公園、また、竹林公園、南沢緑地保全地域など一団の緑地を、水と緑の拠点として位置づけ、自然豊かな公園の整備、緑地保全地域の保全などを進めます。」</p> <p>→「・<u>小平霊園</u>や<u>白山公園</u>、<u>滝山公園</u>、そして整備が進められている都立六仙公園などの大規模公園、また、<u>緑地保全地域</u>や<u>森の広場</u>、竹林公園など一団の緑地を、水と緑の拠点として位置づけ、自然豊かな公園の整備、<u>緑地保全地域</u>や<u>森の広場</u>の保全などを進めます。」</p> | <p>(P33の本市の骨格構造図に下記の方針にて記載済です。)</p> <p>・公園名等については、水と緑の拠点の箇所例示であり、P33の本市の骨格構造図に全箇所の記載をしております。本文中での全箇所例示は不要と考えます。</p> <p>・森の広場については、地域別構想の中で「一団の緑地」として扱っています。全体構想においては、他の緑地保全地域や森の広場等が一体となり拠点性のある箇所については水と緑の拠点に位置づけています。</p> |

|                                    |  |  |
|------------------------------------|--|--|
| <p>P31<br/>第2節<br/>2.都市の軸</p>      | <p>●都市の軸の考え方については、東久留米市は東久留米、花小金井、清瀬、ひばりヶ丘、小平の各駅の駅勢圏に分割されているので、無理に1つの市としてまとめようとせず、各駅の発展・街づくりと関連させてプランニングするのが現実的ではないかと思われる。</p> | <p>(関連記載あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P29の都市の骨格構造において、周辺市域の駅を拠点として捉え、都市の軸を定めています。また、第3章地域別まちづくりの方針の各節1(2)で駅圏域を記載の上、各地域の方針を記載しているため、本案は意見の趣旨と整合しております。</li> </ul>   |
| <p>P32<br/>第2節<br/>2(4)</p>        | <p>●下記を追加記載されたい。</p> <p>「たての緑道や街路樹を鳥や小動物が移動できる緑の軸として位置づけ、郷土種の採用・転換を進め、水と緑の拠点をつなぐ回廊として生態系の保全を図ります。」</p>                         | <p>(関連記載あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の「たての緑道」は、地域別構想にて立野緑地として公園・緑地等の扱いとしており、その環境を維持する方針です。</li> <li>・都市計画マスタープランにおいては、街路樹の樹種まで規定する性質のものではありませんが、住民の意見を整備に反映させる手法については、P43第2章第4節1(2)1に記載済です。</li> </ul> |
| <p>P34<br/>第3節<br/>1</p>           | <p>●下記を追加記載されたい。</p> <p>「○人口低下および宅地再開発に伴い生じる余剰地や、少子化に伴う学校統合により発生する公有地を、将来世代が使用するための地域資源として自然にもどしていく、持続的な土地利用への誘導」</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同項の1つめの○にて、緑の保全・再生・創出について触れた上で、これらと調和した都市的土地利用を誘導していくとの方針を記載しております。本指摘はこの方針と整合しないため、追加記載はいたしません。</li> </ul>  |
| <p>P38<br/>第3節<br/>3<br/>2つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「土地利用コントロール」<br/>→「計画的土地利用」</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用コントロール」は、無秩序な宅地化の抑制など土地利用に関する規制や指導を行う意図から「コントロール」との表現としております。</li> <li>・市民検討委員会の議論の中でも、「計画的土地利用」との修正意見がありましたが、「土地利用コントロール」との表現をすることとなりました。</li> </ul>                           |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>P38<br/>第3節3(1)<br/>[緑を守るゾーンを設定する視点] 3つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「・畑、屋敷林、屋敷という3要素～」<br/>→「・「ムラ・ノラ・ヤマ」という3要素～」</p>                                      | <p>(下記の方針にて記載済です。)<br/>・平易な表現での記載とするため原文のままとします。なお、指摘の趣旨と原文はほぼ同様の意味と考えます。</p>   |
| <p>P38<br/>第3節3(1)<br/>[緑を守るための手段の例]</p>          | <p>●まとまった緑を残していくため、「特別緑地保全地区」の指定を推進すべきである。</p>  | <p>(下記の方針にて記載済です。)<br/>・P38第1章第3節3(1)に緑を守るための手段の例として記載されています。</p>   |
| <p>P38<br/>第3節3(1)<br/>[緑を守るための手段の例]</p>          | <p>●下記を追加記載されたい。<br/>「・増加傾向の幹線道路の街路樹および緑地帯の緑を郷土種に採用で質を向上し、緑の拠点間を緑の回廊としてつなぐ。」</p>                            | <p>(下記の方針にて記載済です。)<br/>・都市計画マスタープランにおいては、街路樹の樹種まで規定する性質のものではありませんが、住民の意見を整備に反映させる手法については、P43第2章第4節1(2)1)に記載済です。<br/>・緑の拠点、緑の回廊については修正案において定義がないため、記載はできませんが、第1章第2節2(4)において記載のある「水と緑の軸」にご指摘の趣旨は含まれると解します。</p>                    |
| <p>P40<br/>第4節<br/>12行目</p>                       | <p>●高齢都市を勘案し、下記のとおり修正されたい。<br/>「歩行者・自転車<del>が</del>安全に安心して～」<br/>→「歩行者・<u>車椅子</u>・自転車<del>が</del>安心して～」</p> | <p>(下記の方針にて記載済です。)<br/>・車椅子については、道路交通法上歩行者に含まれるため、歩行者に包含した形で記載をしております。なお、整備にあたっては、ユニバーサルデザインの理念に基づくものとしており、P43第1章第4節2にて詳述しています。<br/>※ ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、国籍、言語、文化などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。</p> |
| <p>P40<br/>第4節<br/>2つめの○</p>                      | <p>●都内ほとんどの自治体が運行しているコミュニティバスを運行しないのは行政サービスの欠落である。道路整備や「公共交通」という表現にして避けずに、コミュニティバスの運行について明記すべき。</p>         | <p>(関連記載あり)<br/>・コミュニティバスを含め、地域公共交通としての取組みとして記載しています。</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>P41<br/>第4節<br/>3つめの○</p>            | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「～自然環境を、市民の交流に～(中略)～形成していきます。」<br/>→「～自然環境の保全を優先させながら、市民の交流に～(中略)～検討していきます。」</p>                       | <p>(下記の方針にて記載済です。)<br/>・本項は都市を支える交通の整備方針を示したものであり、自然環境の保全については第2章第1節に記載されています。</p>   |
| <p>P42<br/>第4節1(2)<br/>1)<br/>3つめの・</p> | <p>●湧水地や樹林地などを横切る形で計画されている都市計画道路は建設すべきではない。<br/><br/>●幹線道路が湧水など貴重な自然環境を通過することになっているのは、基本方針等と比べて明らかに矛盾している。計画は撤回していただきたい。</p> | <p>(関連記載あり)<br/>・P42 第4節1(2)1)にて、指摘の箇所の都市計画道路建設の方針については、「本市の財産である南沢湧水地を横切る形で計画されている都市計画道路東3・4・12と、同様に竹林公園を横切る同東3・4・18号線の整備にあたっては、その環境を守ることのできる整備のあり方が明らかになるまで当該箇所の整備を留保し、明らかになった時点において、それにあわせて整備を進めます。」「市内外を連絡する道路交通機能を担うことが期待される都市計画道路東3・4・21の整備にあたっては、小山緑地保全地域の自然環境を踏まえ、整備のあり方を検討します。」とする方針であり、環境保全を前提とした整備のあり方を検討します。</p> |
| <p>P42<br/>第4節1(2)<br/>1)<br/>3つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「～明らかになった時点において、それにあわせて整備を進めます。」<br/>→「～明らかになった時点において、<u>その時代とその先の社会的ニーズに合わせて検討します。</u>」</p>           | <p>◇下記のとおり修正します。<br/>P125 第4章第2節(4)2つめの・<br/>・社会構造の変化や環境の変化による新たな課題が発見された場合や、上位計画との整合が必要となった場合は、…(後略)<br/>→・社会構造の変化や環境の変化による新たな課題が発見された場合や、社会的要求に変化が生じた場合、さらには上位計画との整合が必要となった場合は、…(後略)<br/>(なお、下記の方針においても記載済です。)<br/>・整備については、P43 第4節1(2)3)にて「必要性や整備効果、公平性などを勘案して、戦略的に進めます。」とあり、本路線についても必要性等の検討はされるものです。</p>                 |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>P43<br/>第4節1 (2)<br/>1)<br/>7つめの・</p> | <p>●道路植栽等の維持管理への住民参加は「進めます。」であるが、住民の意見を整備に反映する手法については「検討します。」とあるが、意見よりも無償労働を利用したいとの意向と受け取れる。よってこの表現は両者同等の位置づけにされたい。</p> | <p>・道路植栽等の維持管理への住民参加については、既に行われておりこれをさらに推進すべきものであるため「進めます。」と記載しています。一方、街路樹等の道路環境整備に関する住民意見を整備に反映させる手法については、現存する制度がなく、今後検討が必要なため「検討します。」と記載しています。</p>  |
| <p>P43<br/>第4節2<br/>2つめの・</p>            | <p>●歩道の整備を早急に確実に行ってほしい。車道の整備より優先度は高いと思う。また、電線地中化を進めてほしい。</p>  | <p>(記載済)<br/>・指摘の点については、P43 2 に記載済です。</p>   |
| <p>P43<br/>第4節2</p>                      | <p>●下記のとおり追加記載されたい。<br/>「・歩道上のごみ箱の移動または撤去、電柱の移動または埋設、段差の解消、歩行と自転車走行レーンの区分け雨水浸透舗装化。」</p>                                 | <p>(記載済および関連計画に記載済)<br/>・歩道上のごみ箱(市のダストボックス)については、都市計画マスタープランでは言及しません。(東久留米市一般廃棄物処理基本計画の中で、家庭ごみ有料化導入の検討の際に、現行のボックス収集方式から戸別収集へ計画的に切り替えることを検討するとされています。)<br/>・無電柱化については2つめの・に記載済です。段差の解消についても、同項目のユニバーサルデザインの理念に基づく整備に包含して記載済です。<br/>・歩行者と自転車走行レーンの区分けは3つめの・に記載済です。<br/>・雨水浸透舗装については、同ページの1(2)1)6つめの・に記載済です。</p> |
| <p>P44<br/>第4節3<br/>5つめの・</p>            | <p>●「鉄道」を市の都市計画マスタープランの地域公共交通という位置づけにするのは無理がある。</p>   | <p>・ここでの記載は、地域公共交通の用語解説をしているものです。</p>   |



|                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| <p>P44<br/>第4節4</p> | <p>●下記のとおり追加記載されたい。</p> <p>「・渋滞・大気汚染の現状を把握し、同時にこれらの課題を解消するよう進める。」</p> | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渋滞に関しては、P42 第1章第4節1(1)にて道路ネットワークの形成について記載済です。また、同節1(2)2)にてボトルネックの抽出、3)にて必要性や整備効果等を勘案することを記載済です。</li> <li>・大気汚染対策については、P57 第2章第3節網掛部、P60 同節2(3)に記載済です。</li> </ul> |
|---------------------|---|---|

(3)「第2章」について

| ページ・行<br>番号・項目等         | 意見概要   | 意見に対する、市としての対応方針   |
|-------------------------|--|--|
| P50<br>第1節<br>網掛部       | <p>●下記のとおり追加記載されたい。</p> <p>「●CO<sub>2</sub>を吸収する緑を増やす」</p>   | <p>(関連記載あり)</p> <p>・P20 序章 7(3)のまちづくりの主要課題にて記載されており、この主要課題に対応するための施策を第2章に記載しています。</p> <p>・CO<sub>2</sub>の排出については、吸収量も含んだトータルでの排出という意味で記載しており、指摘の趣旨はP53 第2章第1節3(5)に記載済です。</p> |
| P51<br>第1節1(1)          | <p>●下記のとおり追加記載されたい。</p> <p>「・裸地公園の緑化を図ります。」</p>  | <p>(関連記載あり)</p> <p>・公園、広場については、P55 第2章第2節1(2)6つめの・に「憩い、健康づくり、運動、環境教育など、子どもから高齢者までの多様なニーズに配慮します。」との方針です。</p>  |
| P51<br>第1節1(1)<br>5つめの・ | <p>●下記のとおり追加記載されたい。</p> <p>「・黒目川や落合川の整備を進めるとともに～(中略)～親水機能や自然生態系に配慮した整備を進めます。」</p> <p>→「・黒目川や落合川の多自然工法による治水整備を進めるとともに～(中略)～親水機能や自然生態系に配慮した整備に努めると共に、雨水下水への汚濁物流入防止の施策を図ります。」</p> | <p>(関連記載あり)</p> <p>・都市計画マスタープランにおいては、工法や具体の施策を規定するものではありません。</p> <p>・整備にあたっての方針は、記述のとおりであり、河川汚濁防止については、同項目にて、「公共下水道への未接続世帯対応強化」や「工場の排水などの調査・指導」などについて記載済です。</p>              |
| P51<br>第1節1(1)<br>6つめの・ | <p>●水質改善のための流量確保は単に汚れを希釈させる方針で、根本解決ではない対症療法である。都市計画マスタープランでは根本解決を図るべきではないか。</p>  | <p>◇河川の水質改善を、本項目にある河川流量確保のみで図るものではなく、第2章第1節1(1)の他項目も含めて施策を進めることから、指摘の項目の「河川の水質を改善していくため、」の表記を削除します。</p>  |

|                                   |  |  |
|-----------------------------------|--|--|
| <p>P51<br/>第1節1 (1)<br/>8つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「～水質を悪化させることのないよう～」<br/>→「～水質を悪化させたり、<u>生態系に影響を与えることのないよう～</u>」</p>  | <p>(関連記載あり)<br/>・本項目は、湧水やきれいな水を守るための施策の方向性を端的に表現しているものです。水質悪化の防止については、その影響を鑑みての記載ですので、指摘の趣旨も当然に含んでいると解します。</p>   |
| <p>P51<br/>第1節1 (2)<br/>1つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「緑地保全地域などの良好な～」<br/>→「<u>緑地保全地域や森の広場</u>などの良好な～」</p>   | <p>(下記の方針にて記載済です。)<br/>・「など」には森の広場も含むものとして記載しています。なお第3章において、森の広場は緑地保全地域と併せて「一団の緑地」として扱っています。</p>   |
| <p>P51<br/>第1節1 (2)<br/>4つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「～本市の特性を踏まえた緑の創出を図るよう～」<br/>→「～本市の特性を踏まえた郷土種による緑の創出と、多様な生物が生息できるを図るよう～」</p>  | <p>◇一部修正します。<br/>・都市計画マスタープランにおいては、都立公園の樹種まで規定する性質のものではありません。なお、都立公園の広域的なまちづくりの視点を鑑み、「本市の特性」を「地域の特性」と修正します。</p>  |
| <p>P51<br/>第1節1 (2)</p>           | <p>●下記のとおり追加記載されたい。<br/>「・白山公園の自然化整備を進めます。」</p>  | <p>(関連記載あり)<br/>・P111 第3章第7節(3)1)に「白山公園、滝山公園やこれらに隣接する小・中学校一帯は、緑環境とオープンスペースとしての機能を維持するとともに、スポーツ・レクリエーション機能の充実を図ります。」とし、緑環境の機能も含めた多様な機能を備えた公園整備を進める方針を記載しています。</p> |
| <p>P51<br/>第1節1 (2)<br/>6つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「～意識の向上および思想の普及などにより、市民の自主的なみどりの保全・創出・活用を誘導します。」<br/>→「～意識の向上および<u>資金援助</u>などにより、<u>屋根・生垣・校庭・園庭</u>などの緑化を誘導します。」</p> | <p>・修正案においては、効果が緑化のみに限られており、活用の観点がないため、原文のとおりとします。また、資金援助については、誘導策の一手法であるが、本計画では、記載いたしません。</p>   |

|                                   |  |  |
|-----------------------------------|--|--|
| <p>P51<br/>第1節1 (3)<br/>1つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「黒目川、落合川の遊歩道の未整備区間の整備を進めます。」<br/>→「<u>湧水保全と環境・景観保全に配慮した上で、黒目川・落合川の遊歩道の未整備区間の整備を検討します。</u>」</p>             | <p>(下記の方針にて記載済です。)<br/>・P51 第2章第1節1(1)に「整備にあたっては、親水機能や自然生態系に配慮した整備に努めます。」また同節2(2)に「湧水、雑木林、農地が一体となった武蔵野の原風景を保全・継承します。」との記載があり、意見の趣旨は包含されています。</p> |
| <p>P51<br/>第1節1 (3)<br/>2つめの・</p> | <p>●歩道の連続性と、水と緑のネットワーク(自然回廊)は一致しない。この項は歩道の整備を謳ったもので、第2章1節には適さないもので、別項へ移動すべき。</p>   | <p>・本項目は P32 第1章第2節2(4)の水と緑の軸を受け、ネットワークとの表現をしており、本案で特に別項への移動の必要はないと考えます。</p>   |
| <p>P52<br/>第1節2 (1)</p>           | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「～野火止用水などの水と緑を～(中略)～水にふれる、香りを味わうなど～」<br/>→「～野火止用水、<u>緑道</u>などの水と緑を～(中略)～水にふれる、<u>生き物を観る、香りを味わうなど</u>～」</p> | <p>・緑道については、「など」に包含されており、修正しません。<br/>・「生き物を観る」については、「見るだけではなく、」の後に「観る」と続いてしまい、表現として適切ではなく、追記がなくても、本項の趣旨は読み取れると考えます。</p>                          |
| <p>P52<br/>第1節2 (2)<br/>1つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「・湧水、雑木林、農地が一体となった武蔵野の原風景を～」<br/>→「湧水・雑木林・農地・<u>屋敷林・街道の並木</u>などが一体となった武蔵野の原風景を～」</p>                       | <p>◇主旨を踏まえ一部修正します。<br/>・記載の主旨は、武蔵野の原風景の保全・継承であり、修正することにより、限定的になってしまう恐れがあるため、<u>農地の後に「など」を加える事とします。</u></p>                                       |
| <p>P52<br/>第1節2 (2)<br/>3つめの・</p> | <p>●建物遺産は「保全」ではなく「保存」するものではないか。</p>  | <p>・建物遺産を活用することも踏まえ、また人間による手を加えることも鑑み、「保存」ではなく「保全」するとしています。</p>  |

|                                  |  |   |
|----------------------------------|--|---|
| <p>P52<br/>第1節2(3)<br/>4つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「・道路緑化や小・中学校のグラウンドの芝生化など、公共施設用地の～」</p> <p>→「小・中学校庭や、道路、駐車場など、公共施設用地の緑化を～」</p>                                 | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <p>・本項目は、公共施設用地の緑化の例示であり、公共施設用地の緑化の方向性を示すものであり、指摘の趣旨は包含されていると考えます。</p> |
| <p>P52<br/>第1節2(5)</p>           | <p>●下記のとおり追加記載されたい。</p> <p>「・官民協働による、河川や緑地に多く見られる投棄ゴミの削減方法を検討し、田無警察へ監視の強化を依頼します。」</p>  | <p>・都市計画マスタープランは、河川・緑地等の管理方法を詳細に定めるものではなく、関連計画や施策において検討すべき課題と考えます。</p>                        |
| <p>P53<br/>第1節3(1)</p>           | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「・機能集積を図る場所、開発を優先する場所、緑を守る場所などを～」</p> <p>「機能集積を図る場所、整備を優先する場所、<u>自然に戻す場所</u>、<u>そして緑を守り将来に受け継ぐ場所</u>などを～」</p> | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <p>・緑の創出については、同節3(5)に記載済です。</p>  |

|                                   |  |   |
|-----------------------------------|--|---|
| <p>P53<br/>第1節3 (5)</p>           | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「・土地利用コントロールや農業振興による～」</p> <p>→「・計画的土地利用や農業振興、樹林の更新による Co2 吸着率の向上、郷土種を優先した街路樹の整備」</p> | <p>(関連記載あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用コントロール」は、無秩序な宅地化の抑制など土地利用に関する規制や指導を行う意図から「コントロール」との表現としております。</li> <li>・市民検討委員会の議論の中でも、「計画的土地利用」との修正意見がありましたが、「土地利用コントロール」との表現をすることとなりました。</li> <li>・樹林の更新による CO<sub>2</sub>吸着率向上等の具体の施策については、必要に応じ環境基本計画等の関連計画にて定めるものとします。</li> <li>・街路樹の整備については、公共施設用地の緑化に含まれており、記載済です。また、樹種の選定については都市計画マスタープランで定めるものではありませんが、第1章第4節1(2)1)に、住民の意見を整備に反映させる手法を検討する旨記載されています。</li> </ul> |
| <p>P53<br/>第1節3 (6)<br/>1つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「・健全な水循環機能の～」</p> <p>→「・緑地環境の保全・創出を通して、健全な水循環機能の～」</p>                                | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P51 第2章第1節1(1)に列記されている施策により、健全な水循環機能の維持・回復を図るものであるもので、緑地環境の保全・創出のみに限定しておりませんが、ご指摘の趣旨も包含しています。</li> </ul>   |

|                         |   |  |
|-------------------------|---|--|
| <p>P53<br/>第1節3 (7)</p> | <p>●1つのエネルギー源(天然ガス)から2つのエネルギー源(電気、熱)を利用し、電力の負荷平準化および高エネルギー効率の実現という観点からコージェネレーションシステムの導入について記載の検討をされたい。あわせて、低炭素型まちづくりの実現という観点より、エネルギーの面的融通について記載検討をされたい。</p> <p>「(7)再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用を進める。」<br/>→「(7)再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用と<u>エネルギーの有効利用</u>を進める。」</p> <p>「・照明の改修時期などを捉えた省エネルギー化への移行や、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用を進めます。」<br/>→「・照明の改修時期などを捉えた省エネルギー化への移行や、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用、<u>コージェネレーションシステムの導入、エネルギーの面的融通等によるエネルギーの有効利用</u>を進めます。」</p> | <p>◇下記のとおり修正します。</p> <p>・(7)再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用と<u>エネルギーの有効利用</u>を進める。</p> <p>◇主旨を踏まえ、下記のとおり修正します。(具体的なエネルギー施策については都市マスでは言及しないことから、意見要旨を取り入れた形で修正。)</p> <p>・<u>照明の改修時期などを捉えた省エネルギー化への移行などエネルギーの有効利用</u>や、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用を進めます。</p> |
| <p>P53<br/>第1節3</p>     | <p>●(8)として下記の追加記載をされたい。</p> <p>「(8)人口が減少傾向に転換する時代に合ったシュリンクングポリシーに則り、都市・商業機能の集中化と大型集合住宅の立替更新や人口減少で生じる余剰地は、将来世代が使う地域資源として自然に戻す。」</p>  | <p>・P34 第1章第3節同項の1つめの○にて、緑の保全・再生・創出について触れた上で、これらと調和した都市的土地利用を誘導していくとの方針を記載しています。本指摘はこの方針と整合しないため、追加記載は行いません。</p>   |
| <p>P55<br/>第2節1 (2)</p> | <p>●小山在住だが、遊具のある公園がなく、最近開発された地域にはきれいに整備された公園が多数ある。不平等ではないか。</p>   | <p>(関連記載あり)</p> <p>・本プランでは公園の具体的な配置計画を示していないが、5つめの・と6つめの・に公園、広場の配置や整備について記載をしております。</p>  |

|                        |  |   |
|------------------------|--|---|
| <p>P57～<br/>第3節</p>    | <p>●防災面では一部を除き東久留米市ほど安全な場所はない。この点を大いにPRするとともに、防災のソフト面を強力に進めることが急務である。首都直下型地震などが発生した場合、他の地域から居住者を受け入れる責務のある地域として自覚すること。そして、そのようにして人口が増えることが市を発展させるということを認識すべきである。</p> | <p>(関連記載あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災面については、都市計画マスタープラン上、必要な範囲での記載をしています。(P57～60の第2章第3節1に記載のとおり)</li> <li>・なお、防災に関するソフト面での具体的な施策については、地域防災計画等により進めていきます。</li> </ul>  |
| <p>P58<br/>第3節1(1)</p> | <p>●東日本大震災を契機に、災害時のエネルギーセキュリティの確保が重視されているため、下記を追加記載されたい。</p> <p>『・コージェネレーションシステムや再生可能エネルギーを利用した「分散型エネルギーシステム」を導入することにより、災害時にも、地域でエネルギーを自立的に供給することができるようにします。』</p>    | <p>◇ご意見にあるエネルギーセキュリティの確保の他、ライフラインの確保に関し、下記のとおり、追加、修正します。</p> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害時のライフラインの確保を図るため、水道、下水、ガスなどの埋設配管などの耐震化を進めます。</u></li> <li>・<u>太陽光などの再生可能エネルギーの活用や、電気、ガスなど多様なエネルギーを有効に活用することにより、エネルギーセキュリティの確保に努めます。</u></li> </ul> <p>(修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>橋梁の地震対策や電線類の無電柱化を進めるとともに、ブロック塀などの生垣化や倒壊防止対策を誘導し、避難路の確保を進めます。</u></li> </ul> |
| <p>P58<br/>第3節1(1)</p> | <p>●下記のとおり追加記載されたい。</p> <p>「・豊富な湧水を活かし、災害時の生活用水確保の為の浄水・給水機能の整備。」</p>   | <p>(ライフラインの確保については、上記のとおり加筆します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘事項については、都市計画マスタープランではなく、防災の関連計画にて定めるべき事項であると考えます。</li> </ul>   |



|                          |  |   |
|--------------------------|--|---|
| <p>P59<br/>第3節<br/>図</p> | <p>●図 緊急輸送道路と避難場所・避難所」に都立六仙公園が描かれていない。</p>   | <p>(関連記載あり・注記あり)</p> <p>・図については注にもあるとおり、方針を示した図ではなく、平成23年8月現在の防災マップにある現状を示した図です。P58 1(1)とP62 1(2)に今後の方向性については記載済です。</p> |
| <p>P60<br/>第3節2(1)</p>   | <p>●広幅員の道路での自転車専用レーン、歩道における歩行空間と自転車走行空間の分離については、早急に実施すること。</p>                     | <p>(関連記載あり)</p> <p>・P60第3節2(1)にて歩行者と自転車の分離について、P43第1章第4節2にて自転車専用レーンの設置について記載済です。</p>                                    |
| <p>P60<br/>第3節2(3)</p>   | <p>●「振動」に関する目標項目も必要。</p>   | <p>◇下記のとおり修正します。</p> <p>・騒音、振動対策として、モニタリングの充実や、<u>生活道路への大型車両の進入防止、適切な舗装の維持管理を進めるとともに、低騒音舗装の導入を進めます。</u></p>             |
| <p>P63<br/>第4節3</p>      | <p>●文化を重視しないと、しっかりした市の成長はない。地域資源となる文化財、寺社、建造物、湧水等に市民が愛着を持てるように、イベント等で盛り上げ活用する。</p> | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <p>・P63第4節3に地域資源の活用についての記載があります。指摘の「文化財、寺社、建造物、湧水等」はP16で示しているように、文章中の「地域資源」に包含されています。</p>        |

(4)「第3章」について

| ページ・行<br>番号・項目等                               | 意見概要  | 意見に対する、事務局としての<br>対応方針  |
|---|---|---|
| P71<br>第1節3(3)<br>1) 上の原地区<br>3つめの・           | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「・建替えて生じた余剰地などを活用し、～」</p> <p>→「・建替えて生じた余剰地を、活用する場所と自然に戻す場所に分けて、～」</p>  | <p>(関連記載あり)</p> <p>・本項目は、P36 第1章第3節2(11)の土地利用の方針を受けて地区の土地利用方針を記載しており、指摘の趣旨は全体構想と整合しないため修正しません。また、北東部地域のまちづくり方針図にあるように、上の原地区の既存公園については、公園・緑地として維持していく方針です。</p> |
| P71<br>第1節3(3)<br>1) 金山町地区、<br>氷川台地区<br>1つめの・ | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「～緑地保全地域と森の広場の緑環境や～」</p> <p>→「～緑地保全地域と森の広場、教育施設等の緑地一帯を緑の拠点として保全し、～」</p>  | <p>(関連記載あり)</p> <p>・「緑の拠点」については全体構想に定義がありません。また、水と緑の拠点の配置については、P69の第1節3(2)1つめの・にて定義済です。</p>   |
| P73<br>第1節4(1)                                | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「～国家公務員宿舎の跡地を活用し、～新たな企業等の誘導に取り組めます。」</p> <p>→「～国家公務員住宅の跡地を、<u>まちの活性化に活かす部分と、将来世代の地域資源として自然に戻す部分に別けて考える。</u>」</p> | <p>(関連記載あり)</p> <p>・本項目は、P36 第1章第3節2(11)の土地利用の方針を受けて地区の土地利用方針を記載しており、指摘の趣旨は全体構想と整合しないため修正しません。また、北東部地域のまちづくり方針図にあるように、上の原地区の既存公園については、公園・緑地として維持していく方針です。</p> |
| P91<br>第4節3(3)<br>1) 小山地区、<br>幸町地区            | <p>●下記のとおり追加記載されたい。</p> <p>「・黒目川北側の崖線上に繋がる緑地を、一帯の自然回廊として保全」</p>   | <p>(関連記載あり)</p> <p>・P38 第1章第3節3(1)に緑を守るゾーンを設定する視点として「黒目川崖線の南向き斜面林」との記載があります。</p>  |
| P92<br>第4節3(4)                                | <p>●東3・4・21号線の小山緑地保全地域を通る道路は永久凍結してもらいたい。</p>  | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <p>・P92 第4節3(4)の2つめの・およびP93 同節4(1)で環境を守ることを前提とする区間と明記。全体構想においてもP42 第1章第4節1(2)1)にて自然環境を踏まえ、整備のあり方を検討する旨の記載をしています。</p>                   |

|                                    |  |   |
|------------------------------------|--|---|
| <p>P100<br/>第6節1 (2)<br/>2つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「・日常利用する主な最寄り駅は、ひばりヶ丘駅と東久留米駅です。」<br/>→「日常利用する主な最寄り駅は、ひばりヶ丘駅と東久留米駅、<u>花小金井駅</u>です。」</p> | <p>◇指摘のとおり修正します。</p>  |
| <p>P101<br/>第6節1 (3)<br/>8つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「～まとまった緑地や農地があるなど、～」<br/>→「～まとまった緑地や農地、<u>新田開発当時のけやき並木</u>があるなど」</p>                   | <p>◇指摘を踏まえ下記のとおり修正します。<br/>・～まとまった緑地や農地、南町の柳新田通りの<u>けやき並木</u>があるなど、～<br/>※南部地域のまちづくり方針図にも柳新田通りの名称を追記します。</p>          |
| <p>P101<br/>第6節2<br/>1つめの・</p>     | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「～これに伴う周辺環境の整備」<br/>→「これに伴う南沢と南町の緑の分断＝生態系の縮小の代償」</p>                                   | <p>(下記の方針にて記載済です。)<br/>・以前より企業のグラウンドという都市的土地利用であり、グラウンド内の緑については、地区計画により緑のネットワークの形成を図るため、「周辺環境の整備」という課題として記載しています。</p> |
| <p>P101<br/>第6節2</p>               | <p>●〔道路・交通〕の箇所下記について追加記載されたい。<br/>「・南沢5丁目交差点付近の大気汚染の改善」</p>  | <p>・市や都の調査結果によると、当該地が市内他地域と比較して特に高いという状況はなく、指摘事項についての認識はありません。</p>  |
| <p>P101<br/>第6節2</p>               | <p>●〔道路・交通〕の箇所下記について追加記載されたい。<br/>「長期未完成(街路樹がない)状態が継続している 3.4.11」</p>  | <p>・指摘の箇所は、現在事業中であり、事業完了時には街路樹も整備されるものです。個別の事業箇所施行状況について都市計画マスタープランでは言及しません。</p>                                      |

|                                    |  |   |
|------------------------------------|--|---|
| <p>P104<br/>第6節3 (3)<br/>2)</p>    | <p>●新しい道路開発により緑地が分断され、また、南沢5丁目の大型商業施設により、南沢と南町の一団の緑地間のつながり(ネットワーク)も分断されてしまう。ミチゲーシオンに則り、この補填として「代償」措置を行うことが条件事項である。</p>                                       | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <p>・P105(4)道路・交通の方針に、「周辺の生活環境や自然環境に配慮した道路整備を行います。」また、P106、4(1)に「商業施設のうち、周辺の住宅地や文教施設に面する部分に公園や緑地を配置し、周辺環境の保全を図ります。」と記載済です。</p>  |
| <p>P105<br/>第6節3 (4)</p>           | <p>●東3・4・18号線の竹林公園並びに向山緑地を突き抜ける道路は環境破壊(湧水地や緑を破壊する)が甚大、この道路も永遠永久凍結するか迂回をさせるべきです。</p> <p>●東3・4・12号線も南沢湧水地や向山緑地公園を突き抜けて、著しく環境破壊をするので、この区間の道路計画は永久凍結してもらいたい。</p> | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <p>・P105 第 6 節 3(4)の 3 つめの・に記載があり、いずれの路線も向山緑地の敷地にはかからないが、都市計画道路東3・4・12については「環境を守るための整備のあり方が明らかになるまで当該箇所を整備を留保する」、同東3・4・18については「整備にあたっては、周辺の生活環境や自然環境に配慮した道路整備を行います。」との方針を示しています。</p> |
| <p>P106<br/>第6節4 (1)</p>           | <p>●先ず、南沢5丁目交差点付近の大気汚染の解消を図ることが優先。</p> <p>次に、緑地→大型商業施設による緑の拠点間のつながりの分断による影響の軽減措置が必要であり、その後、商業施設誘導による課題の解決を進めるべきである。</p>                                      | <p>(関連記載あり)</p> <p>・市や都の調査結果によると、当該地が市内他地域と比較して特に高いという状況はなく、指摘事項についての認識はありません。</p> <p>・指摘の活力拠点については、以前より企業グラウンドという都市的土地利用がなされており、グラウンド内の緑については、地区計画により緑のネットワークの形成を図るため、「周辺環境の整備」という課題として記載しています。</p>        |
| <p>P106<br/>第6節4 (3)<br/>2つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。</p> <p>「～この環境を維持・保全するとともに～」</p> <p>→「～この環境を生態系という観点においても維持・保全するとともに、～」</p>   | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <p>・この場合の1つめの・の「水と緑」にはP50の注にあるとおり、生物多様性の確保を担う意味合いを持たせているため、意見の趣旨は含まれています。</p>  |

|  |   |  |
|--|---|--|
| P108<br>第7節2<br>〔土地利用〕                             | ●下記のとおり追加記載されたい。<br>「・弥生地区の孤立化」   | ・弥生地区については、地理的要因として新青梅街道を挟んだ立地でとっていますが、本項目の〔土地利用〕の課題として挙げるべきものではないと考えます。   |
| P108<br>第7節2<br>〔道路・交通〕                            | ●下記のとおり追加記載されたい。<br>「柳新田通りの歩道が狭く危険。高齢者施設も考慮したユニバーサルデザインの拡幅が必要。」   | (下記の方針にて記載済です。)<br>・1つめの・で「土地区画整理事業区域外の既存住宅地の主要生活道路の歩行者や自転車利用者の安全性の確保」として柳新田通りも含めた意味で記載しています。                                      |
| P111<br>第7節3(3)<br>1) 前沢三丁目地区<br>1つめの・             | ●下記のとおり修正されたい。<br>「～まとまった緑環境は、住宅地と隣接する～」<br>→「～まとまった緑環境は「南町や南沢の緑地との連続性を重視しながら」、住宅地と隣接する～」   | ・本項目は、前沢三丁目地区にあるまとまった緑に着目し、保全すべき緑環境として表現しています。この緑環境が、東側の工業地・流通業務地を經由し南町や南沢の緑地と連続しているとは解しておりません。                                    |
| P111<br>第7節3(3)<br>1) 前沢三丁目地区<br>1つめの・             | ●私共が所有する倉庫の箇所について、現在低層住宅地と位置づけがされているが、なぜ工業系の地域になっていないのか納得できない。(建設当時は、適法な施設として設置されている。) また、当該地が現行マスタープランの産業拠点から水と緑の拠点に変わっているが、このことに対し所有者に説明がなく遺憾である。 | ・当該地については、現行マスタープランにおいても低層住宅地であり、産業拠点の円は、拠点性を示すもので明確に円の中が産業系の土地利用であるということではありません。(建設当時の経緯は不明ですが、周辺環境への影響が少ない施設であるため、許可されたものと考えます。) |
| P111<br>第7節3(3)<br>1) 前沢四・五丁目地区、滝山地区、弥生地区<br>4つめの・ | ●下記のとおり修正されたい。<br>「～オープンスペースとしての機能を維持するとともに、スポーツ・レクリエーション機能の充実を～」<br>→「～オープンスペースとしての機能を維持するとともに、 <u>「自然(湿性)公園、」</u> スポーツ・レクリエーション機能の充実を～」           | ・地区内の水と緑の拠点箇所の育成方針を記載しており、具体の整備についての記載は行いません。  |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>P114<br/>第8節2<br/>〔水と緑〕<br/>2つめの・</p> | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「・湧水や河川環境および、周辺の緑地や農地の保全。」<br/>→「・黒目川の水源を支える大変貴重な緑地と農地の保存ならび保全を最優先課題とした計画的土地利用。」</p>  | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載については、黒目川沿川に特化したものではなく、北西部地域を広く網羅的に捉えた課題提起であり、指摘の趣旨を含んだものです。</li> </ul>  |
| <p>P117 第3章<br/>第8節 北西<br/>部地域</p>       | <p>●黒目川源流部は環境保護上極めて重要な地域につき、河川改修は必要最小限にとどめてもらいたい。すでに実施した長福橋～越処橋間の改修は無駄な経費をかけ環境を著しく破壊した。此れより上流は遊歩道の設置は止めてもらいたい。なお「あがつとの池」は公有地化して湧水地として確保してもらいたい。</p> | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P117 第8節3(3)1)の柳窪地区の記載において、「柳窪の緑地保全地域周辺を緑を守るゾーンとし、屋敷林や寺社林、樹林地、農地などの保全策について検討するとともに、～」との記載をしています。個別箇所の公有地化を都市計画マスタープランの中では記載するものではありませんが、保全策の検討については記載済です。</li> </ul> |
| <p>P119<br/>第8節4(1)<br/>2つめの・</p>        | <p>●下記のとおり修正されたい。<br/>「～黒目川上流域の親水化を進めるとともに、～」<br/>→「黒目川最上流域を水源と歴史的景観保存ゾーンとして開発を抑制し、黒目川が住宅地を流れる区間は親水化を進める方針で、」</p>                                   | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒目川之最上流域にあたる区域については、P115 第8節3(2)にて都立小平霊園を水と緑の拠点としています。また新青梅街道より北側の黒目川沿川についてもP117 同節3(3)1)にて農業集落地としており、「農地および緑地の保全と市街化の抑制により、その環境を保全します。」と記載済です。</li> </ul>           |

(5)「第4章」について

| ページ・行<br>番号・項目等 | 意見概要  | 意見に対する、市としての対応方針   |
|-----------------|---|--|
| P124<br>第1節     | ●「市民と行政の協働によるまちづくり」に関しては、「水と緑の保全」について特に重要であると思う。住民が率先して環境を守るという意識と行動を伴ってはじめてそれが保全される。 | (関連記載あり)<br>・市民と行政の協働によるまちづくりは「水と緑の保全」のみが対象ではないため特記はしていませんが、本計画の将来像が「豊かな水と緑に囲まれ、活力ある、住み続けたいまち」であることから、当然に指摘の内容もこの記載に含まれると解します。 |

(6)その他

| ページ・行<br>番号・項目等        | 意見概要   | 意見に対する、市としての対応方針   |
|------------------------|--|--|
| <p>■方針内容の文章表現について</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●語尾表現が5つも別れていて、その説明も微妙なニュアンスの違いで大変解り難い。「市民協働」を謳う125ページもの書類を市民に普及浸透させる気があるのであれば、微妙なニュアンスの違う表現は止め、3通り程度の解り易く取り組みやすい語尾表現にすべきではないか。</li> <li>●総花的なので優先順位をつける必要があるのではないか。東久留米市らしさ(水と緑)、素質の優れた分野(都心近接、地震に強い地盤)、発展の可能性の高い分野(大規模団地の建替え、生産緑地の宅地化等)を重点的に取り上げる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針であるため、網羅的な記載となっていますが、その中でも軽重をつけるために、語尾表現を5つに分けて記載しています。また、指摘の「水と緑」や「大規模団地の建替え」については語尾表現の軽重のみでなく、詳細な記載を行っています。</li> </ul> |
| <p>■水と緑について</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民アンケートで明確になっているように、水と緑をどのように活かしながら残していくかは我が市の最重点課題である。</li> </ul>   | <p>(記載済)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章第3節3や第2章第1節などに記載があります。</li> </ul>  |
| <p>■自然環境とまちづくりについて</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●東久留米市は他にない自然環境と、大きな道路で寸断されきっていない生活域の広さが魅力と考える。このメリットを失わないような街づくりを目指してほしい。</li> </ul>   | <p>(記載済)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第1節水と緑を大切にし、生かすまちづくりにて、指摘の趣旨の記載がされています。</li> </ul>   |
| <p>■湧水について</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●湧水の価値を損なわないようにするため、所要の整備が望まれる。例えば、竹林公園では整備した箇所老朽化が目立つ。</li> </ul>  | <p>(関連記載あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第4節3にて、「地域資源の効果的な活用策についての検討」の記載があり、地域資源の活用の中で再整備の必要性等も検討します。</li> </ul>   |



|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| <p>■南沢湧水について</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちの象徴であり誇りでもある湧水の最大のものは南沢湧水であり市の至宝であるといえる。これは湧水と関係のない都水道局の施設用地の中にあり、一般の人は見ることができない。市の至宝である湧水を市民に開放することについても、(鉄道の連続立体化などのように)方針を示すべきと思う。</li> <li>●開放のための用地は水道施設の安全管理に支障をきたさない範囲で出来るだけ広い方が好ましい。六仙公園側の道路から用地内に入り、湧水沿いに散策路を設け、南沢氷川神社前の湧水を巡る散策路につなげれば、魅力的な散策コースとなる可能性がある。</li> <li>●開放により、多くの人に潤いと喜びを与え、湧水・清流の保全の意識も格段に高まることが考えられる。</li> <li>●同じく、本市の湧水・清流の魅力・声価を格段に高め、六仙公園の魅力との相乗効果で来訪者が増え、適切な季節を選び湧水祭をおこなうなどで、市の活性化にもつながると期待される。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都水道局施設については、南沢地域の地下水を水源としているため、揚水・配水施設等が存在します。水道水の安全・安心の観点から常時一般公開は困難であると考えます。都施設の一般公開について、都市計画マスタープランでは言及しません。</li> <li>・P99 第3章第5節4(3)において、「都立六仙公園の整備と合わせて南沢湧水地とともに市を代表する両者の複合的な活用についての検討を行い、本市の象徴である豊かな水と緑の一体的な環境空間の形成を図ります。」との記載をしており、活用の方向性については今後検討を行うものです。意見の趣旨は今後の検討の参考にさせていただきます。</li> </ul>  |
| <p>■都市宣言などについて</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「生物多様性の保全」「低炭素型・循環型まちづくり」について、「都市としての宣言」を行うとともに、地産地消、ビオトープ、スマートシティ等について具体的に取り組みや誘導を行う。</li> </ul>   | <p>(下記の方針にて記載済です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランにおいて、「都市宣言を行う」ことについては言及しません。</li> <li>・地産地消については、P51 第2章第1節1(2)にて記載済です。</li> <li>・ビオトープについては、P51 第2章第1節1(2)で「自然と触れ合うことのできる公園・緑地」との記載および P55 同章第2節1(2)にて「公園や広場の整備や再整備にあたっては、～(中略)～環境教育など、子どもから高齢者までの多様なニーズに配慮します。」との記載をしています。</li> <li>・スマートシティについては P53 第2章第1節3(7)に省エネルギー化や再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用について記載をしています。</li> </ul> |

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
| <p>■文化活動について</p>    | <p>●「水と緑」だけでは次元が低い。そこに「文化の伝承」といった視点を盛り込んでほしい(心、ふれあいの視点)。文化の伝承のためには、さまざまな年代、職業の人たちが交流できるようなミュージカルを市民でつくっていけるような取り組みをしてほしい。</p>  | <p>・具体的な文化活動については都市計画マスタープランへの記載は行いません。</p>   |
| <p>■老人施設の設置について</p> | <p>●老人施設(シルバーハウス)のようなものを市で作ってほしい。その際財源が市に入るようなしくみづくりが必要。「福祉の市」を目指してほしい。</p>  | <p>・本案では第2章第2節にて「誰もが安心して地域で暮らし続けるまちづくり」として高齢者への対応に限らず包括的な記載をしています。具体の福祉施策については、関連計画にて定めるものです。</p>   |
| <p>■道路整備について</p>    | <p>●幹線道路をこれ以上増やす必要を感じない。車にとって便利になっても、歩行者や自転車が安心して通行できる街づくりと相反する。車の立場でも幹線道路は十分に足りている。</p>   | <p>(関連記載あり)</p> <p>・整備については、P43 第4節1(2)3)にて「必要性や整備効果、公平性などを勘案して、戦略的に進めます。」とあり、整備にあたっては当然必要性を十分に検討するものです。</p>  |
| <p>■大学の誘致について</p>   | <p>●下記理由により、市内に大学を誘致してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行プランに「活力をはぐくむまちづくりが見られないため。</li> <li>・市内に大学があれば、若者が集い、精神的・文化的・経済的に活性化するため。</li> <li>・郊外に移転した大学は通学に不便なため、学生集めに苦労しており、一部では都心回帰も始まっているが、当市は池袋から鉄道で30分以内という立地から、有利である。</li> </ul> | <p>(関連記載あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P21 序章 7(5)の「まちの課題の解決に資するような土地利用」「まちのにぎわいと活力を生むような機能」は指摘の趣旨も踏まえた課題提起をしているものです。</li> <li>・P30 第1章第2節1(2)の活力拠点、P36 同章第3節2(11)のまちづくり重点地区、P63 第2章第4節2(4)の上の原地区、P71 第3章第1節3(3)1)の上の原地区、P73 同節4(1)の上の原地区の活力拠点としての推進については、意見の趣旨も可能性の1つとして捉えた記載としています。</li> </ul> |

|                           |  |  |
|---------------------------|--|--|
| <p>■パブリックコメントへの回答について</p> | <p>●パブリックコメントは個別に回答して頂き、回答に異論などがあるときは再度コメントできるようにすればよいと思う。理由は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コメントが往々にして曲解、矮小化されることがある。</li> <li>2 コメントの提出にハリが出て提出者が増えるため、「みんなが主役」の趣旨にあう。</li> </ol> | <p>・パブリックコメント募集については、「東久留米市パブリックコメント手続要綱」に則り手続を行っており、施策等を決定した際は、提出した意見の概要、意見に対する市の考え方、施策等の案を修正した場合における修正案の内容について公表を行うものです。</p> |
|---------------------------|--|--|